

# 団体扱自動車保険のご案内

トータルアシスト自動車保険



現在の  
ノンフリート  
等級を継承!<sup>\*1</sup>



同居の親族のお車も  
契約対象!



退職後も団体扱  
割引適用  
OK!



給与引去で  
らくらく!

さらに団体扱契約は  
一般契約に比べて約

# 19% 割安!!<sup>\*2</sup>

\*1 他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。

\*2 特別区職員互助組合の団体扱割引は15%です。団体扱割引15%は、保険期間の始期日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。

※上記割引率は、次のとおり、団体扱割引等を連算して算出しております。

一時払の場合：1 - { (1 - 団体扱割引・15%) × (1 - 団体扱一時払割引分・5%) }  
分割払の場合：1 - { (1 - 団体扱割引・15%) ÷ (1 + 一般契約分割割増分・5%) }

記名被保険者と車両所有者は、  
ご契約者の同居の親族等の場合  
でもご契約いただけます。

ご契約者または  
ご契約者の  
配偶者

ご契約者または  
その配偶者の  
同居の親族

ご契約者または  
その配偶者の  
別居の扶養親族

ご契約者は特別区に勤務し、特別区から毎月給与の支払いを受けている方および退職者に限ります。記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）および車両所有者は、ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合に、ご契約いただけます。

※配偶者の定義についての詳細は、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



ご注意

- 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 本制度の対象となる退職者の範囲には制限があります。詳細は代理店までお問い合わせください。
- トータルアシスト自動車保険は、ご契約のお車が主な自家用車\*3の場合にご契約いただけます。ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車の場合等には代理店までお問い合わせください。

\*3 主な自家用車とは、お車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車〔普通（最大積載量2トン以下）・小型・軽四輪）、特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。